

答 申

審査請求人（以下、順に「父」「母」といい、併せて「請求人ら」という。）が提起した児童福祉法（以下「法」という。）33条の規定に基づく一時保護決定処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

第2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、東京都〇〇児童相談所長（以下「処分庁」という。）が請求人らに対して令和元年12月20日付けで行った、請求人らの子である〇〇さん（平成〇〇年〇〇月〇〇日生。以下「本児」という。）に係る法33条の規定に基づく一時保護決定処分（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるというものである。

第3 請求人らの主張の要旨

請求人らは、次のことから、本件処分の違法性又は不当性を主張しているものと解される。

1 適正手続の違反

令和元年12月20日、警察署の警察官（以下「警察官」という。）が請求人らの自宅を訪れ、父が本児を虐待している疑いがあるとの通報があったため、本児の身柄を引き渡してほしいと告げた。父は、虐待の事実はなく正当防衛である旨否認したところ、

それならば、虐待ではなく、本児の行為に手が付けられないことであれば引渡しに応じるか、今は正当防衛であってもいつ過剰防衛になるかもしれず、そうなってからでは取り返しがつかないとの説得が警察官からあったため、父は本児の引渡しに応じた。

しかし、同月25日の請求人と担当職員との面談では、本児に対する父による虐待の疑いがあるということで一時保護を行ったとの話があった。そうすると、警察官は、虐待の疑いがあるということで児相に通告を行ったとしか考えられず、本児の身柄の引渡しを受けるために、請求人らに対して偽計を用いたことになる。少なくとも虐待の疑いを身柄付通告の理由とすることが分かっているならば、請求人らは本児の身柄の引渡しの要求を承諾することはなかった。そうすると、警察官は、親権者である請求人らの承諾を得ないまま、本児の身柄を確保したことになり、このような行為は看過できない重大な違法であり、この違法は、本件処分の違法を構成するものである。

2 理由不備の違法

本件処分の理由には「〇〇警察署より身柄付通告があり、一時保護が必要と判断したため。」とだけ記載されている。しかし、本件処分は行政手続法（以下「行手法」という。）2条4号にいう不利益処分であり、同法14条が不利益処分をする場合には理由を示さなければならないとしているところ、(1)で示した経緯から一時保護の必要性を認める理由までを処分の理由として示されないのであれば、理由提示の要件を欠いた違法な処分である。

3 一時保護の必要性

警察官が請求人に対して本児の身柄の引渡しを要求した際に、虐待の理由として挙げた、請求人が①靴下を片方しか履かせずに本児を学校に行かせた、②本児を蹴った、③本児を紐で縛り上げた、④本児に野菜くずを食べさせた、というものは、一時保護の

必要性があるというまでには不十分である。

第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項の規定を適用して棄却すべきである。

第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
令和 2年10月15日	諮問
令和 2年11月 4日	請求人から口頭意見陳述申立書を收受
令和 2年11月 6日	審議（第49回第2部会）
令和 2年11月13日	請求人へ口頭意見陳述を実施しないことの通知を発出
令和 2年12月 9日	請求人から主張書面を收受
令和 2年12月18日	審議（第50回第2部会）

第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 法令等の定め

(1) 法25条1項は、要保護児童を発見した者は、これを市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所又は児童委員を介して市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所に通告しなければならないと規定している。

そして、法26条1項は、児童相談所長は、法25条1項の規定による通告を受けた児童及びその保護者等について、必要があると認めるときは、法26条1項各号の措置を採らなけれ

ばならないものとし、同項1号として、次条の措置を要すると認める者は、これを都道府県知事に報告することと規定している。

これを受けて、法27条1項は、都道府県は、法26条1項1号の規定による報告のあった児童について、法27条1項各号の措置を採らなければならないと規定している。

また、法27条6項は、都道府県知事は、同条1項1号から3号までの措置を採る場合、都道府県児童福祉審議会の意見を聴かななければならないと規定している。

(2) 法28条1項は、保護者が、その児童を虐待し、著しくその監護を怠り、その他保護者に監護させることが著しく当該児童の福祉を害する場合において、法27条1項3号の措置（児童養護施設等に入所させること）を採ることが児童の親権を行う者の意に反するときで、保護者が親権を行うものであるときは、家庭裁判所の承認を得て、法27条1項3号の措置を採ることができる」と規定している。

(3) ア 法33条1項は、児童相談所長は、必要があると認めるときは、法26条1項の措置を採るに至るまで、児童の安全を迅速に確保し適切な保護を図るため、又は児童の心身の状況、その置かれている環境その他の状況を把握するため、児童の一時保護を行い、又は適当な者に委託して、当該一時保護を行わせることができる」と規定し、法33条2項は、都道府県知事は、必要があると認めるときは、法27条1項又は2項の措置を採るに至るまで、児童の安全を迅速に確保し適切な保護を図るため、又は児童の心身の状況、その置かれている環境その他の状況を把握するため、児童相談所長をして、児童の一時保護を行わせ、又は適当な者に当該一時保護を行うことを委託させることができる」と規定している。

イ この「必要がある」場合については、「一時保護ガイドライン」（平成30年7月6日付子発0706第4号厚生労働省子ども家庭局長通知。以下「ガイドライン」という。）Ⅱ・2・(2)・アでは、「虐待等の理由によりその子どもを家庭から一時引き離す必要がある場合」「子どもの行動が自己又は他人の生命、身体、財産に危害を及ぼす若しくはその恐れがある場合」等としており、同・イでは、「アセスメントのための一時保護は、適切かつ具体的な援助指針（援助方針）を定めるために、一時保護による十分な行動観察等の実施を含む総合的なアセスメントを行う必要がある場合に行う。（以下略）」としている。

ウ 法33条5項は、親権者の意に反して、2か月を超えて引き続き一時保護を行おうとする場合は、家庭裁判所の承認を得なければならないと規定している。

エ なお、東京都知事は、法27条1項、28条1項及び33条2項に係る権限を、法32条1項、地方自治法153条2項並びに法施行細則（昭和41年東京都規則第169号）1条1項1号及び5号の規定に基づき、児童相談所長に委任している。

(4) 児童虐待の定義につき、児童虐待の防止等に関する法律は「児童の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。」（2条1号）、「児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置…その他の保護者としての監護を著しく怠ること。」（同条3号）、「児童に対する著しい暴言…その他の児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。」（同条4号）とする。そして、同条1号の身体的虐待は、打撲傷・あざなどの外傷を生じうるような行為と解され、同条3号のネグレクトは、適切な食事を与えない等食事などが

極端に不適切で、健康状態を損なうほどの無関心・怠慢などを挙げ、同条4号の心理的虐待は、「ことばによる脅かし、強迫など。」「子どもの心を傷つけることを繰り返し言う。」「他のきょうだいとは著しく差別的な扱いをする。」などをいうとされている（厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課編「子ども虐待対応の手引き（平成25年8月改正版）」（以下「手引き」という。）第1章・1・(2)参照）。

(5) また、手引きは、単に生命の危険にとどまらず、現在の環境におくことが子どもの安全な家庭生活を確保する上で明らかに問題があると判断するときは、まず一時保護を行うべきであるとし、必要とされる場合は、躊躇せず一時保護を行い、その上で虐待の事実等を調査することが子どもの最善の利益にかなう（第5章・1）としているため、一時保護は、虐待の存在が疑われる場合にも行いうると解されている。

(6) なお、ガイドライン及び手引きは、地方自治法254条の4第1項の規定に基づく技術的助言であり、適正な児童家庭相談援助活動を実施するための指針として、いずれも合理的なものである。

2 本件処分について

これを本件処分についてみると、処分庁は、本児が家庭内で親の金を搾取したり、親に叱られ三男に当たり散らした際、蹴られたり紐で縛られたり、余り物を食べさせられることがあるなどとして、警察署から身柄付通告を受けたことが認められる。

そうすると、処分庁が、警察署からの法25条1項に基づく通告に基づき、本児の安全を迅速に確保し、適切な保護を図るため、また、心身の状況、その置かれている環境その他の状況を把握するために一時保護の必要があると判断し、法33条の規定に基づき本件処分を行ったことについて、不合理な点は認められない。

以上のとおり、本児に対する一時保護は、上記 1 の法令等の定めに基づき適正になされたものであるから、違法又は不当な点を認めることはできない。

3 請求人らは、前記第 3 のことから、本件処分が違法又は不当であると主張するが、次のとおり、請求人らの主張をもって、本件処分の取消理由とすることはできない。

(1) 適正手続の違反

処分庁が警察からの身柄付通告を受けた際に、警察官が請求人に対して偽計を用いたか否かについては、処分庁が了知できるところではなく、法 25 条 1 項に基づく通告があり、本児に対する虐待等の疑いがあった以上、処分庁がその専門的な知見等に基づき一時保護が必要であると判断したことは一定の合理性を有するものである。

(2) 理由不備の違法

法 33 条に基づく一時保護は、暫定的に要保護児童を保護するために行われる行政処分であり、その実質は法的効果の発生を目的としない物理的行為であって、行手法 2 条 4 号イの「事実上の行為」に該当し、同号柱書が定義する「不利益処分」には含まれない（大阪地裁平成 28 年 6 月 3 日判決・判例地方自治 424 号 39 頁参照）。そうすると、本件処分には「不利益処分」を対象とする行手法 14 条 1 項は適用されないから、本件処分に理由不備の違法があるということとはできない。

(3) 一時保護の必要性

一時保護の必要性についても、本児への虐待等が正当防衛によるものであったか否かにかかわらず、手引き第 5 章・1 が示すとおり、現在の環境におくことが子どもの安全な家庭生活を確保する上で明らかに問題があると判断するときは、まず一時保護を行うべきであるとされているところ、本児への虐待等の

存在が疑われた以上、処分庁が一時保護を行ったことについて、その必要性があったことは明らかである。

- 4 請求人らの主張以外の違法性又は不当性についての検討
その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

近藤ルミ子、山口卓男、山本未来